

横須賀市三浦市ごみ処理広域化に関する基本合意書

横須賀市長と三浦市長は、ごみ処理事業の効率化等を図るため、それぞれの市域から発生する可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみを対象に広域処理を行うことに際し、両市の役割分担を定め、相互にごみを共同処理するための基本方針について、次のとおり合意する。

なお、この合意の実現を図るため、横須賀市長と三浦市長は、それぞれの市民の理解を得ること、市議会の議決を経ることについて、誠実かつ最善の努力を払うものとする。

(処理対象ごみの種類と内容)

1. 横須賀市(以下「甲」という。)と三浦市(以下「乙」という。)が共同処理を行うごみの種類は、一般廃棄物である可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみとし、その内容は統一するものとする。

(役割分担)

2. 可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの中間処理に係る共同処理施設の建設及び維持管理については甲が、不燃ごみ及び粗大ごみの中間処理後の不燃性残さの最終処分に係る共同処理施設の建設及び維持管理については乙が担うものとする。

(経費の負担割合)

3. 甲乙は、ごみの共同処理施設の建設及び大規模改修等に当たっては、これに要する経費の23%を均等に、残る77%をごみ量に応じて負担するものとする。

また、ごみの共同処理施設の維持管理に要する経費については、ごみ量に応じて負担するものとする。

なお、細目に関しては、別途甲乙協議の上、定めるものとする。

(広域処理の体制)

4. 甲乙は、共同処理のため、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づく事務の委託を行うものとする。

(共同処理の時期)

5. 共同処理の開始時期は、別途甲乙協議の上、定めるものとする。

(その他)

6. この基本合意書に定めのない事項又はこの基本合意書に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

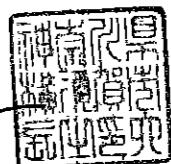
この基本合意書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

平成20年12月1日

甲 横須賀市

市長

蒲谷亮



乙 三浦市

市長

吉田栄

